

平成 1 2 年第 5 回教育委員会記録

平成 1 2 年 3 月 8 日 (水)

杉並区教育委員会

委員長（舟生） ただいまから平成12年第5回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。本日の署名委員に丸田委員を指名いたします。本日は議案2件、報告案件2件がございます。始めに日程第1、「議案第26号 杉並区教育委員会傍聴規則等の一部を改正する規則」を上程いたします。庶務課長お願いいたします。

庶務課長 ただいま上程となりました「議案第26号杉並区教育委員会傍聴規則等の一部を改正する規則」につきまして、説明いたします。平成11年9月20日付けで区総務部総務課より、「規則規程における様式の見直しについて」という通知がございました。主な内容といたしましては、使用している様式について、根拠条文を付し、宛名について「殿」を「様」にかえる等の通知がありまして、教育委員会におきましても、それに倣い、順次規則等の改正を行なってまいりました。今般規則改正をお願いいたします、規則につきましても、この通知の主旨により改正を行なうものでございます。それでは議案を朗読いたします。

「議案第26号 杉並区教育委員会傍聴規則等の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年3月8日。提出者 杉並区教育委員会教育長 與川幸男。杉並区教育委員会傍聴規則等の一部を改正する規則。第1条杉並区教育委員会傍聴規則（平成2年杉並区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。」以下、改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。本議案は条立てでいくつかの規則を改正しております。「第2条杉並区教職員住宅規則（昭和45年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。第3条杉並区立学校校外施設条例施行規則（平成10年杉並区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。第4条杉並区立学校教職員研修所条例施行規則（平成10年杉並区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。第5条杉並区立科学教育センター条例施行規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。第6条杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。第7条杉並区立郷土博物館条例施行規則（平成元年杉並区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。」では新旧対照表で、改正内容を説明いたします。上段が新規則、下段が旧規則です。

第1条により改正、杉並区教育委員会傍聴規則の一部改正ですが、「別記様式」を「別記様式（第2条関係）」と根拠条文を明記しております。次に第2条による改正ですが、杉並区教職員条例施行規則の一部改正ですが、「第1号様式」を「第1号様式（第5条関係）」、「第2号様式」を「第2号様式（第7条関係）」と根拠条文を明記し、第2号様

式については「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に、また「上記のとおり申請いたします。」を「上記のとおり申請します。」に改正しております。「第3号様式」を「第3号様式（第8条関係）」に改め、申請者を「様」に、印を「 」を「印」に改正します。「第4号様式」を「第4号様式（第8条関係）」に、「殿」を「様」に、「 」を「印」に改正しております。「第5号様式」を「第5号様式（第11条関係）」に、「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に改正し、「 」を新たに規定しております。

次に第3条杉並区立学校校外施設条例施行規則の一部改正ですが、「杉並区教育委員会殿」を「杉並区教育委員会あて」に改め、一昨年の杉並第三小学校移動教室における事故の教訓を生かして、検討委員会を設置し、内容を全面的に改正しております。第2号様式ですが、「杉並区教育委員会殿」を「杉並区教育委員会あて」に、「下記のとおり申請いたします。」を「下記のとおり申請します。」に改正いたしております。第4号様式ですが、「下記のとおり承認いたします。」を「下記のとおり承認します。」に改めております。第8号様式ですが、「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に改めております。

次に第4条杉並区立学校教職員研修所条例施行規則の一部改正ですが、第1号様式の「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に、「下記のとおり申請いたします。」を「下記のとおり申請します。」に改めております。第3号様式ですが、「下記のとおり承認いたします。」を「下記のとおり承認します。」に改めております。

第5条杉並区立科学教育センター条例施行規則の一部改正ですが、「第1号様式」を「第1号様式（第3条関係）」に、「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に、「B4」を削除というように改正しております。次に「第2号様式」を「第2号様式（第3条関係）」に、「杉並区教育委員会殿」を「杉並区教育委員会あて」に、「B5」を削除というように改正しております。第3号様式ですが、「第3号様式」を「第3号様式（第4条関係）」に、「殿」を「様」に改め、「B4」を削除しております。「第4号様式」を「第4号様式（第4条関係）」に、「殿」を「様」に改め、「B5」を削除しております。

第6条杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部改正ですが、「催しの名称」の記入欄を設け、「教育委員会殿」を「教育委員会あて」、「備付備品」欄の器具に「アップライトピアノ」「電子オルガン」を追加しております。「第2和室」「視聴覚室」「リハーサル室」に「時間延長」の欄を設けました。下段の「申請規則」「記入欄」の欄を削除しております。第1号様式乙ですが、「殿」を「あて」に改め、「申請規則」「記入欄」を削除しております。次の第1号様式丙では、「殿」を「あて」

に改めております。第2号様式甲ですが、「備付器具」欄に「アップライトピアノ」「電子オルガン」を新設しております。「申請規則」「記入欄」を削除しています。第2号様式乙ですが、備付備品の増、「申請規則」「記入欄」の削除。第2号様式丙は、「殿」を「様」に改め、備付器具の「持ちこみ器具の電源」欄を削除しています。第3号様式、第4号様式、第5号様式は、「殿」を「あて」に改めています。

次に第七条杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部改正ですが、第1号様式、第2号様式とも「殿」を「あて」に改めております。附則に戻ります。

「附則 1 この規則は平成12年4月1日から施行する。2 第1条による改正前の杉並区教育委員会傍聴規則、第2条による改正前の杉並区教職員規則、第3条による改正前の杉並区立学校校外施設条例施行規則、第4条による改正前の杉並区立学校教職員研修所条例施行規則、第5条による改正前の杉並区立科学教育センター条例施行規則、第6条による改正前の杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則及び第7条による改正前の杉並区立郷土博物館条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。提案理由 様式による用語の整理等のため、規定を整備する必要がある。」以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 提案理由にありますように殿をあてに改める等の用語の整理が主でございますか、なにかございますか。

丸田委員 細かいことですが、西暦、年号の件ですが、区民では、申請の段階で西暦で記載することが多くなっていて、元号で記載ということに戸惑うと思うのですが、この年月日のところに元号を入れてはどうですか。

庶務課長 実際に使用する用紙については、印刷の段階で元号を入れているようでございます。ただ、規則による規定では、元号を入れますと、改元により様式の変更をしなければなりませんので、現在規則の様式規定では、元号を規定しないこととなっております。

鬼丸委員 「殿」「様」どう違うのですか。わざわざ改正する意味があるのですか。

庶務課長 殿の場合には、役所的な感じといいますか、固いイメージがありますので、一般的な様を使うことに徐々に変更していくということです。

鬼丸委員 文書的にはそうでしょうが、わざわざ改正をしていく必要があるのかと思うのですが。

委員長 教育委員会のみが殿を様に変えるということではないのでしょ。

庶務課長 先ほど申しましたように、杉並区として統一的に殿を様に改めるですとか、殿をあてに改めるとか、より身近な形に変えていくということです。

学校教育部長 新たな規則等については、「様」「あて」を使用いたしますので、順次現在制定されている規則等についても、改正をしていくということでございます。

委員長 他にございませんか。

(「なし」の声)

では、本議案はお認めいただいたことにいたします。次に日程第2「議案第27号杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について」を上程いたします。社会教育センター所長お願いいたします。

社会教育センター所長 今回利用団体推薦の委員につきまして、任期満了となりますために、新たに委嘱するため、提案するものであります。議案を朗読いたします。

「議案第27号 杉並区立社会教育センター審議会委員の委嘱について。右の議案を提出する。平成12年3月8日。提出者 杉並区教育委員会教育長 與川 幸男。次の者を杉並区立社会教育センター審議会委員に委嘱する。平成12年3月13日付。(規則第3条第3号該当)東京都杉並区高円寺南2丁目。柴 貞幸。提案理由 委員の任期満了に伴い、新たに委嘱する必要がある。」。次のページ以降に、予定者の履歴及び予定者を含めた審議会委員の名簿が資料として付けてございますので、ご参照ください。なお、委嘱期間でございますが、制度発足時より、利用団体のみ他の委員の任期と違っておりました。今回、審議会の性格等を考慮し、他の委員と任期を合わせました関係から、任期が短くなっております。私からは以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

委員長 任期途中での欠員については、補充者は前任者の任期期間となるということですね。

社会教育センター所長 審議会の発足時に、利用団体の代表者が決定せず、他の委員に遅れて委嘱されまして、その委嘱時から2年間という委嘱期間を設定したためこのように、1名だけ任期の満了が違うということが起こったと聞いております。審議会の会議や他の委員の任期との関係で今回任期を合わせるようにいたしました。

丸田委員 前任者も任期が違ったのでしょ。

社会教育センター所長 今回の方は継続でございますので、まったくの新規の委嘱ではございません。

委員長 他にございますか。

(「なし」の声)

では、本議案についてもお認めいただいたということでよろしいですね。

(「異議なし」の声)

お認めいただきました。次に報告案件に入ります。「健康学園入園児童決定状況について」。学務課長お願いします。

学務課長 私の方から南伊豆健康学園の入園児童数の状況についてお知らせいたします。お手元の資料に基づきまして報告いたします。2月22日の判定会によりまして決定したものでございます。合計欄ですが、()書きは継続児童数でございます。男子17名。継続12名。女子12名。継続8名。児童数合計で29名。継続20名です。昨年の同時期も29名ですが、継続児童が17名ということで、継続児童の比率があがったということです。入園理由につきましては、肥満が最も多く、状況としては以前と変わっておりません。追加募集でございますが、3月10日締切りで16日入園面接・判定を行います。昨年度は追加0名ですが、例年1乃至2名の入園がございますので、追加がございました場合、改めて報告いたします。

委員長 わかりました。なにかございませんか。

(「なし」の声)

よろしいございますか。「教育委員会後援等名義使用承認について」振興課長お願いいたします。

振興課長 お手元の資料で説明いたします。新規が6件ございます。振興課の2番、3番、5番、9番。社会体育課の31番。社会教育センターの16番が新規でございます。以上でございます。

委員長 なにかございますか。

(「なし」の声)

では、以上で委員会を終了いたします。